

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、SDGs未来都市・小国町が多様なステークホルダーとともにSDGs(持続可能な開発目標)の推進及び地域循環共生圏構築に向けた取組を行い、持続可能なまちづくりを目的とする小国町パートナーシップ制度、通称「小国はみんなでSDGsプロジェクト」の実施に関し必要なことを定めるものとする。

(設置)

第2条 小国町パートナーシップ制度の実施にあたり、次の各号に掲げる組織を設置する。

- (1) 小国はみんなでSDGsクラブ(小国の表記はひらがなも可とする。)
- (2) 小国はみんなでSDGsカンパニー(小国の表記はひらがなも可とする。)

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小国はみんなでSDGsクラブ 町が認証したSDGsの達成に向けた活動を行う個人及び任意団体・グループ等(以下「個人等」という。)で構成された組織をいう。
- (2) 小国はみんなでSDGsカンパニー 町が認証したSDGsの達成に向けた活動を行う事業者、企業及び団体等(以下「事業者等」という。)で構成した組織をいう。
- (3) 小国町SDGsパートナー 小国はみんなでSDGsクラブ又は小国はみんなでSDGsカンパニーの会員として町が認証した事業者等及び個人等をいう。

(取組)

第4条 小国町SDGsパートナーは、町が進める持続可能なまちづくりに賛同し、次の各号に掲げる次項に可能な限り取り組むものとする。

- (1) 地球温暖化の防止(温室効果ガスの排出抑制の取組)
- (2) 限りある資源の保全(資源の無駄遣いの抑制)
- (3) 小国町の森林、里山及び河川の良質な自然循環の保全
- (4) 小国町のかげがえのない地域資源を活かした循環型の社会と多様な産業の創出
- (5) その他持続可能なまちづくりの目的を果たすための取組

第2章 小国はみんなでSDGsクラブ

(特典)

第5条 小国はみんなでSDGsクラブ(以下「SDGsクラブ」という。)は、次の各号に掲げる特典を得ることができる。

- (1) 小国町のウェブサイトへの掲載及びおぐちゃん等での報告活動及び情報発信
- (2) SDGsの知見の向上のための勉強会やセミナー等への参加
- (3) SDGsポスター等の交付
- (4) その他町長が必要と認めること

(申請資格)

第6条 SDGsクラブ入会の申請資格は、下記の各号に掲げたものとする。

- (1) 第4条の取組に積極的に参加する個人等(住所は、町内外を問わない。)
- (2) 暴力団(小国町暴力団排除条例第2条第1号)に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又はその構成員の統治下でない者
- (3) 政党若しくは宗教団体でない者、又は特定のこれらを支援若しくは支援する恐れがない者
- (4) その他公序良俗に反する行為及び重大な法令違反がないこと

(申請方法)

第7条 SDGsクラブへの入会(SDGsパートナーの認証を含む。)を希望する個人等は、小国はみんなでSDGsクラブ入会申請書(様式第1号)に必要事項を記入の上、町長に提出するものとする。

(認証)

第8条 町長は、個人等から申請書が提出された場合は、審査のうえ、会員として要件を満たす場合は入会を許可するものとする。

2 町長は、前項の規定により入会が許可された個人等に対し、小国はみんなでSDGsクラブ会員証(様式第2号)を交付するものとする。

3 会員の期限は、SDGsのゴール年である2030年12月31日までとする。

(除名)

第9条 町長は、会員が次の各号のいずれか又は全てに該当する場合は、その会員を除名することができる。

(1) 暴力団等反社会的勢力との関係があることが判明したとき

(2) その他SDGsクラブの運営に当たって重大な支障が生じると認められたとき

第3章 小国はみんなでSDGsカンパニー

(特典)

第10条 小国はみんなでSDGsカンパニー(以下「SDGsカンパニー」という。)は、次の各号に掲げる特典を得ることができる。

(1) 小国町のウェブサイトへの掲載及びおぐチャン等での宣伝

(2) SDGsの知見の向上のための小国町が主催する勉強会等への参加

(3) SDGsパートナーの社用車用マグネットステッカー及びポスター等の交付

(4) プロポーザル等による契約への参加資格の優遇

(5) SDGs関連情報や金融商品の提供

(6) 小国町主催のイベントを通じたビジネス間交流

(7) 国及び熊本県が行う各種SDGs制度申請への支援

(8) その他町長が必要と認めること

(申請資格)

第11条 小国町カンパニー入会の申請資格は、下記の各号に掲げたものとする。

(1) 事業者等としてSDGs及び地域循環共生圏の目的を理解し、その推進及び取組に積極的であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者

(4) 税金等の未納がない者

(5) 本町から指名停止の措置を受けていない者

(6) 日本国内に本店、支店、事業所等がある法人や事業者

(7) 暴力団又はその構成員の統治下にある者でない者

(8) 政党若しくは宗教団体でない者、又は特定のこれらを支援若しくは支援する恐れがない者

(9) その他公序良俗に反する行為及び重大な法令違反がないこと

(申請方法)

第12条 SDGsカンパニーへの入会(SDGsパートナーの認証を含む。)を希望する事業者等は、小国はみんなでSDGsカンパニー入会申請書(様式第3号)に必要事項を記入の上、町長に提出するものとする。

(認証)

第13条 町長は、事業所等から前条の規定による申請書が提出された場合は、審査のうえ、会員として要件を満たす場合は入会を許可するものとする。

2 町は、入会が許可された事業者に対し、小国はみんなでカンパニー会員証(様式第4号)を交付するものとする。

3 会員としての期限は、SDGsのゴール年である2030年12月31日までとする。

(除名)

第14条 町長は、会員が次の各号のいずれか又は全てに該当する場合には、その会員を除名することができる。

(1) 暴力団等反社会的勢力との関係があることが判明したとき

(2) その他SDGsカンパニーの運営に当たって重大な支障が生じると認められたとき

第4章 庶務等

(庶務)

第15条 事務局は、小国町SDGs担当課内に置く。

(委任)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年1月1日から施行する。

附 則(令和5年7月31日訓令第23号)

この告示は、令和5年8月1日から施行する。